

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第13条)
- 第3章 給水(第14条—第23条)
- 第4章 貯水槽水道(第24条・第25条)
- 第5章 料金、手数料及び分担金(第26条—第35条)
- 第6章 管理(第36条—第41条)
- 第7章 補則(第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、白浜町水道事業の給水について、料金及び給水装置の工事費用の負担その他給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の5種に区分する。

- (1) 専用栓 一般家事、官公署、学校、病院及び営業用として使用するもの
- (2) 特別専用栓 集合住宅として使用するもの
- (3) 特別栓 工事その他一時使用するもの
- (4) 船舶用栓 船舶給水用として使用するもの
- (5) 消火栓 消防の用に使用するもの

2 給水装置の種類は、水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)が決定する。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用の一部又は全部を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 町が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(工事費の分納の特例)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するもので町長が特別の事情があると認めたものに限り6箇月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第11条 町が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。ただし、公道に属する部分の所有権については、町に留保する。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 町が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、前条の申込みの際、併せて届け出なければならない。

(給水装置の使用者等)

第17条 所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置の使用者(以下「使用者」という。)を町長に届け出なければならない。この場合、使用者が2人以上のときは、そのうちから総代人(以下「総代人」という。)を選定するものとする。なお、使用者又は総代人に変更があったときも、同様とする。

- (1) 給水装置を使用するとき。
- (2) 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しないとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、給水管を共用する者について準用する。

3 町長は、総代人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水装置には、水道メーター(以下「メーター」という。)を設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、町が設置して水道の利用者又は総代人若しくは所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定により貸与を受けたものが、前項の管理の義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出義務)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始し、又は休止しようとするとき。

(2) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(3) 給水装置の種類を変更するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者又は代理人に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第22条 水道利用者等は、最善の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 貯水槽水道

(町の責務)

第24条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第25条 貯水槽水道のうち、簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理するとともに、その管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第5章 料金、手数料及び分担金

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者等から徴収する。

2 利用者(総代人を含む。)に事故等があるときは、所有者が連帯してその料金の納付義務を負う。

(料金)

第27条 料金は、別表のとおりとする。

2 料金の額は、前項及び次条の規定により算定された額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第28条 料金は、2箇月ごとにメーターを点検し、その示す給水量によって算定する。

- 2 前項の給水量は、各月均等とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、毎月メーターを点検し、その示す給水量によって算定する。
- 4 町長が定める基準により認定された共同住宅の基本料金の算定は、当該施設内各戸(以下「各戸」という。)ごとに口径13ミリメートルの給水管が装置されているものとみなし、別表に規定する口径13ミリメートルの基本水量及び基本料金の額に各戸の数を乗じて得た合計を当該施設の基本水量及び基本料金とする。
- 5 前項の共同住宅において町が設置したメーターにより計量した水量が前項の基本水量を超えた超過水量については、各戸が均等に使用したものとみなして別表に規定する段階区分により超過料金を算定する。
- 6 町長が定める基準により認定された集合住宅の基準水量の算定は、当該施設内各戸に1日当たり1立方メートルを乗じて得た水量とする。

(使用水量の認定)

第29条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があり使用水量が不明のとき。
- (2) その他町長が必要と認めるとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金の算定は次による。

- (1) 使用日数が15日以内のときの基本料金は、第27条に規定する額の2分の1とし、使用日数が15日を超えるときは1箇月とする。
- (2) 月の中途においてメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い口径を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、変更前の口径を適用する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2箇月分をまとめて徴収する。ただし、第28条第3項により算定された料金については、毎月徴収する。

2 使用者は、料金を口座振替の方法により納入することができる。

(手数料)

第32条 手数料は、次の区別により、水道使用者等又は申込者からこれを徴収する。

- (1) 使用料、手数料及びその他の収入を定期内に納めない者に対する督促及び滞納処分、手数料の徴収については、白浜町税条例(平成18年白浜町条例第49号)の規定を準用する。
- (2) 第6条第1項の規定による指定給水装置工事業者の指定及び指定の更新をするときは、1件につき5,000円とする。
- (3) 第6条第2項の工事の設計を審査するとき。

| 設計審査の種別 | 基準 | 手数料 (1装置につき) |
|---------|--------------------------------------|-----------------|
| 新設 | 給水装置(メーター)が25ミリメートル以下のとき。 | 500円 |
| 増設 | 給水装置(メーター)が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のとき。 | 1,000円 |
| 改造 | 給水装置(メーター)が40ミリメートルを超えるとき。 | 2,000円 |

- (4) 第6条第2項の工事の検査をするとき。
ただし、休日及び時間外の場合は、その5割増とする。

| 工事の種別 | 基準 | 手数料 (1装置につき) |
|-------|--------------------------------------|-----------------|
| 新設 | 給水装置(メーター)が25ミリメートル以下のとき。 | 500円 |
| 増設 | 給水装置(メーター)が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のとき。 | 2,000円 |
| 改造 | 給水装置(メーター)が40ミリメートルを超えるとき。 | 5,000円 |

- (5) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)第2条の規定により、町

が処理する法第39条第3項の規定に基づく簡易専用水道の検査手数料の額については、和歌山県の例による。

(6) 水道の使用を開始するためにメーターを設置し開栓をするときは、1件につき1,000円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を新設するときを除く。

2 前項の手数料以外に特別の手数料及び経費を要したときは、実費を徴収する。

(分担金)

第33条 分担金は、次の口径区分の金額に100分の110を乗じて得た額を給水装置の新設及び増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額とする。

| メーターの口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 40mm | 50mm | 75mm | 100mm | 101mm以上 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|------------|------------|----------|
| 分担金 | 19,400円 | 48,500円 | 97,000円 | 388,300円 | 679,600円 | 1,941,700円 | 4,271,800円 | 町長が別に定める |

2 分担金は給水申込みの際、徴収する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 住宅地の造成及び中高層建築物等の建築により給水を必要とする場合は、その受益の限度において町長が定める分担金を町長が定める方法により当該起業者より徴収する。ただし、白浜町企業誘致促進条例(平成18年白浜町条例第206号)第3条に規定する優遇措置の適用を受けた事業所については、この限りではない。

4 既納の分担金は、還付しない。

(特別な場合における分担金の計算)

第34条 1個のメーターで2以上を専用し、又は共用給水装置に給水するものの分担金は、各戸(箇所)の給水管と同一口径メーターがそれぞれ各戸(箇所)に設置されたものとみなして各戸(箇所)ごとに計算した分担金の合計額と、取り付けられるメーターの口径に対応する分担金とを比較し、そのいずれが多い方の額とする。

2 共同住宅及び住宅団地で受水槽がある場合の分担金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸(箇所)の給水管の口径をメーターの口径とみなして各戸(箇所)ごとに計算した分担金の合計額と受水槽以前に取り付けられてある親メーターに対応する分担金とを比較し、そのいずれが多い方の額とする。

(料金、手数料、分担金等の減免)

第35条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、分担金その他費用を減額し、又は免除することができる。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第8条の工事費、第22条第2項の修繕費、第27条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が正当な理由がなくして第28条のメーターの点検又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水せんを汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。

(1) 第4条の承認を受けずに給水装置を新設し、改造し、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて第18条のメーターの設置、第28条のメーターの点検、第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第27条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の白浜町給水条例(昭和41年白浜町条例第36号)又は日置川町給水条例(平成10年日置川町条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年12月21日条例第207号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改定前の白浜町給水条例の規定により徴収すべき分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月16日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の白浜町給水条例の規定により徴収すべき水道料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月16日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第37条の規定による改正後の白浜町給水条例第33条第1項の規定及び第38条の規定による改正後の白浜町簡易水道使用条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金について適用し、同日前に行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

6 第20条の規定による改正後の合併処理場条例第12条第1項の規定、第36条の規定による改正後の白浜町下水道条例別表の規定、第37条の規定による改正後の白浜町給水条例別表の規定及び第38条の規定による改正後の白浜町簡易水道使用条例第23条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」

という。)前から継続して供給等している合併処理場、下水道、水道及び簡易水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である合併処理場、下水道、水道及び簡易水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の合併処理場条例、白浜町下水道条例、白浜町給水条例及び白浜町簡易水道使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年6月20日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(料金の算定に関する経過措置)

2 この条例による改正後の白浜町給水条例(以下「改正後の条例」という。)第27条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給等している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(工事申込みに関する経過措置)

4 改正後の条例第33条第1項の規定は、施行日以降に給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金について適用し、施行日以前に行う給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月19日条例第23号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第27条関係)

(1) 専用栓

| 基本料金(1箇月) | | | 超過料金(1m ³ につき) | |
|-----------|-----------------------|---------|---|---|
| 口径 | 基本水量 | 金額 | 段階区分 | |
| 13mm | 10m ³ 以下 | 750円 | 使用水量が10m ³ を超え30m ³ まで64円 | 使用水量が30m ³ を超え50m ³ まで75円 |
| 20 " | 15m ³ " | 1,070円 | 使用水量が15m ³ を超え30m ³ まで64円 | |
| 25 " | 20m ³ " | 1,390円 | 使用水量が20m ³ を超え30m ³ まで64円 | |
| 30 " | 20m ³ " | 1,390円 | 使用水量が20m ³ を超え30m ³ まで64円 | |
| 40 " | 50m ³ " | 3,530円 | 使用水量が50m ³ を超えるもの91円 | |
| 50 " | 100m ³ " | 8,080円 | 使用水量が100m ³ を超えるもの91円 | |
| 75 " | 250m ³ " | 21,730円 | 使用水量が250m ³ を超えるもの91円 | |
| 100 " | 500m ³ " | 44,480円 | 使用水量が500m ³ を超えるもの91円 | |
| 150 " | 1,000m ³ " | 89,980円 | 使用水量が1,000m ³ を超えるもの91円 | |

(2) 特別専用栓

| 基本料金(1箇月) | | 超過料金(1m ³ につき) |
|------------|------------------------|---------------------------|
| 基本水量 | 金額 | |
| 基準水量の10分の2 | 1m ³ につき91円 | 91円 |

(3) 特別栓

| 基本料金(1箇月) | | | 超過料金(1m ³ につき) |
|-----------|-----------------------|----------|---------------------------|
| 口径 | 基本水量 | 金額 | 金額 |
| 13mm | 10m ³ 以下 | 1,900円 | 190円 |
| 20 " | 15m ³ " | 2,850円 | |
| 25 " | 20m ³ " | 3,800円 | |
| 40 " | 50m ³ " | 9,500円 | |
| 50 " | 100m ³ " | 19,000円 | |
| 75 " | 250m ³ " | 47,500円 | |
| 100 " | 500m ³ " | 95,000円 | |
| 150 " | 1,000m ³ " | 190,000円 | |

(4) 船舶料金

| 基本料金(1回につき) | 使用料金(1m ³ につき) |
|-------------|---------------------------|
| 1,300円 | 190円 |

(5) 町外に分水するときの料金は、町長が定める。